

1. 岐阜県社協福祉サービス第三者評価モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の経営者が利用者の立場に立って良質の福祉サービスを提供するために行う自己評価等を、公正かつ適切な評価となるよう支援する福祉サービス第三者評価モデル事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この福祉サービス第三者評価モデル事業は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

(名称)

第3条 この福祉サービス第三者評価モデル事業の名称は、岐阜県社協福祉サービス第三者評価モデル事業（以下「評価モデル事業」という。）という。

(運営体制)

第4条 評価モデル事業の運営は、運営委員会を設置して行う。

2 運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(評価対象)

第5条 評価モデル事業の対象となる事業は、岐阜県内で実施される次の社会福祉事業とする。ただし、社会福祉法人及び特定非営利活動法人が経営する事業とする。

- (1) 児童福祉法に定める児童福祉事業
- (2) 老人福祉法に定める老人福祉事業
- (3) 身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉事業
- (4) 知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉事業
- (5) 介護保険法に定める介護サービス事業

(評価基準)

第6条 評価基準は、別表1のとおりとする。

(評価の方法)

第7条 評価の方法は、受審事業者及び従事職員の努力を尊重し、第6条に定める評価基準に基づいて十分話し合うことにより行うものとする。

2 評価にあたっては、第8条に定める調査委員による調査を行う。

3 調査は書面調査と訪問調査とする。

4 調査は次のとおりとする。

- (1) 事業者において本会所定の現況調査票を記入し提出する。
- (2) 事業者において別表1により自己評価を行い提出する。
- (3) 調査委員が受審事業所を訪問し、担当者、関係者等と面談のうえ、前条の評価基準により調査する。

5 評価の決定は次のとおりとする。

(1) 調査委員は、前項に規定する調査結果をまとめ、報告書を作成する。

(2) この報告書をもとに、当該調査委員と運営委員のなかから運営委員長が指名した者で構成された運営委員会評価部会における協議を経て、受審事業所の評価を決定する。

6 本会は、前項の規定による決定した評価結果について、受審事業所に通知する。

(調査委員)

第8条 前条に定める調査委員は、本会会長が委嘱する。

2 調査委員は、前条に定める調査活動を行い、その結果について報告書を作成する。また、その報告書は評価決定の資料として提出する。

3 調査委員は、担当受審事業者の評価決定を行う合議体の評価部会に出席する。

4 調査委員の委嘱等必要な事項は、会長が別に定める。

(受審契約)

第9条 評価モデル事業は、第5条に定める社会福祉事業を経営する事業者で、受審を希望する者と本会会長との受審契約の締結により行う。

(受審料)

第10条 受審料は、モデル事業であることから無料とする。

(評価結果の通知)

第11条 評価結果は文書により通知するとともに、基準に従い公表する。

(情報管理及び秘密の保持)

第12条 評価モデル事業の実施に携わる運営委員、調査委員及び職員は、調査結果の取り扱い及び管理には十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(苦情解決)

第13条 評価モデル事業を受審した事業者からの評価事務及び評価結果についての苦情に対しては、誠実に対応し解決を図るよう努める。

2 苦情の受付やその解決を図る取り扱いについては、本会福祉サービスに関する苦情解決の取扱規程により行う。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。